

平成25年度（平成26年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	43,938	保 險 契 約 準 備 金	2,253,009
預 貯 金	43,938	支 払 準 備 金	22,970
金 銭 の 信 託	195,625	責 任 準 備 金	2,230,039
有 価 証 券	1,821,628	代 理 店 負 債	15
国 外 所 属 の 他 の 証 券	29,022	再 入 借 借 債	530
所 属 の 他 の 証 券	4,073	未 入 借 借 債	30,934
貸 付 金	1,788,531	未 払 費 用	25,000
保 險 約 款 貸 付 産 物	291	未 預 り の 他 の 負 債	151
有 形 固 定 資 産	291	退 職 給 付 引 当 金	680
建 設 所 属 の 他 の 有 形 固 定 資 産	382	価 値 減 少 引 当 金	5,073
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	141	評 価 差 額 引 当 金	27
無 形 固 定 資 産	241	負 債 の 部 合 計	196
ソ フ ト ウ ェ ア 資 産	1,466		100
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,464		2,284,786
再 入 借 借 債	1	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 資 産	288,900	資 本 剰 余 金	56,750
未 前 未 預 返 所 属 の 他 の 資 産	52,538	資 本 準 備 金	56,750
	51,943	利 益 剰 余 金	56,750
	102	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	23,122
	89	繰 越 利 益 剰 余 金	23,122
	401	株 主 資 本 合 計	136,622
	0	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	995
	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	995
繰 延 税 金 資 産	17,632	純 資 産 の 部 合 計	137,617
資 産 の 部 合 計	2,422,404	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,422,404

注記事項

(貸借対照表関係)

平成25年度

1. 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額として処理し、それ以外の差額を為替差損益として処理しております。
2. 金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。
(2) 有形固定資産の減価償却累計額は2,280百万円であります。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、全ての債権について資産の自己査定基準に則り査定した結果、全額回収可能と判断しましたので計上しておりません。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）。
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、保険業法施行規則第69条第4項第2号及び第3号の規定に定める方式。積立利率変動型個人年金保険における共同保険式の再保険契約については、ハートフォード・ライフ・インシュアランス・カンパニーと締結しており、その責任準備金相当額は、再保険からの回収額として再保険貸並びに再保険収入に計上しております。
年金支払開始後契約の一部に関して、共同保険式の再保険契約を再保険会社と締結しており、その責任準備金相当額は、再保険会社からの回収額として再保険貸並びに再保険収入に計上しております。
また、保険業法施行規則並びに金融庁告示等の一部改正における責任準備金の積立等に関して、変額個人年金保険においてハートフォード・ライフ・アンド・アニティティ・インシュアランス・カンパニーと共同保険式の再保険契約を締結しており、その責任準備金相当額を責任準備金より控除しております。
なお、一部の変額個人年金保険について最低死亡保証部分を出再対象として共同保険式の再保険契約を締結しており、その責任準備金相当額を責任準備金として計上しております。
責任準備金は、共同保険式再保険に係る責任準備金相当額171,973百万円を含んでおります。
11. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、「一般勘定にかかる資産運用に関する戦略目標」に基づき運用しております。この方針に基づき、主に国債（金銭の信託内を含む）に投資しております。
また、金銭の信託内に有するデリバティブ取引については、主として変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすることを目的として利用しております。
なお、主な金融商品として、有価証券及びデリバティブ取引があり、それらは市場リスク及び信用リスクに晒されております。
市場リスクの管理にあたっては、「一般勘定にかかる資産運用リスク管理方針」及び「一般勘定資産運用リスク管理規則」に従い、ポジション状況及び運用方針との整合性を確認し、バリュー・アット・リスクにより予想損失額を測定するなどの管理を行っております。
信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規則」に従い、与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用格付けのモニタリングなどの管理を行うこととしております。

変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を主たる目的とするデリバティブ取引に関しては、「ヘッジ基本方針」及び「ヘッジ運用規則」に従い、デリバティブ取引から生じる損益を定期的に管理するとともに、負債と資産の市場変数に対する各々の感応度を比較し、モニタリングをしております。
また、最低保証リスクを含む全社的なリスクの状況については、リスク管理を統括している統合リスク管理委員会及び取締役会等に定期的に報告しております。

一般勘定及び特別勘定の主な金融資産に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	43,938	43,938	-
金銭の信託	195,625	195,625	-
売買目的有価証券	3,913	3,913	-
その他有価証券	191,711	191,711	-
有価証券	1,821,628	1,821,628	-
売買目的有価証券	1,792,605	1,792,605	-
その他有価証券	29,022	29,022	-

金融商品の時価の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 現金及び預貯金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託(売買目的有価証券)は、通貨オプション及び株価指数オプション並びにコールローンを信託財産とした運用を行っております。これらのオプションの時価は、決算日のオプション価格モデルに基づき合理的に算定しております。また、コールローンはすべて満期までの期間が短く、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭の信託(その他有価証券)は国内外の国債及びコールローンを信託財産とした運用を行っております。国債は下記(3)有価証券と同様の方法によって算定しております。コールローンはすべて満期までの期間が短く、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

市場価格のある有価証券は決算日の市場価格等によっております。

12. 金銭の信託内において消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,095百万円であります。
13. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は1,837,642百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
14. 再保険貸は、共同保険式再保険に係る再保険貸288,900百万円であります。なお、年金支払開始後契約の一部及び積立利率変動型個人年金保険に係る共同保険式再保険契約について、その責任準備金相当額は、再保険からの回収額として再保険貸並びに再保険収入に計上しております。
15. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は34,077百万円であります。
16. 担保に供されている資産の額は、有価証券等34,222百万円であります。担保付き債務の額は借入金25,000百万円、債券貸借取引受入担保金5,112百万円であります。なお、上記には金銭の信託内の現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券等5,110百万円及び債券貸借取引受入担保金5,112百万円をそれぞれ含んでおります。
17. 繰延税金資産の総額は18,106百万円、繰延税金負債の総額は442百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は30百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因は、危険準備金17,356百万円であります。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券の評価差額442百万円であります。当年度における法定実効税率は33.3%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率27.7%との差異の主要な内訳は、受取配当金の益金不算入等の永久差異△5.6%であります。
18. 1株当たりの純資産額は121,249円29銭であります。
19. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は4,782百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

注記事項

(損益計算書関係)

平成25年度

1. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入 1,819 百万円、及び共同保険式再保険に係る責任準備金相当額△29,663 百万円が含まれております。
2. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る出再保険責任準備金調整額 68,220 百万円等、並びに共同保険式再保険に係る再保険料 8,444 百万円が含まれております。
3. 有価証券売却益 5,779 百万円は、すべて国債によるものであります。
4. 有価証券売却損 90 百万円は、すべて国債によるものであります。
5. 責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は 76,599 百万円であります。
6. 金銭の信託運用損には、評価損 6,639 百万円が含まれております。
7. 1 株当たりの当期純利益の金額は 32,148 円 01 銭であります。
8. 関連当事者との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	ハートフォード・ライフ・インシュアランス・カンパニー	なし	利率変動型個人年金保険における共同式の再保険契約	再保険収入	1,881	再保険貸	157,182
				再保険料	-	再保険借	13
親会社の子会社	ハートフォード・ライフ・アント・アニュイティー・インシュアランス・カンパニー	なし	最低保証に係る共同式の再保険契約	再保険収入	3,252	再保険貸	111,700
				再保険料	7,911	再保険借	475

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

再保険取引については、一般の取引条件と同様に設定しております。